

○須高行政事務組合公告式条例

(昭和39年4月27日条例第1号)

改正 昭和42年9月20日 条例第4号

昭和46年9月7日 条例第3号

昭和52年6月15日 条例第3号

昭和59年3月19日 条例第1号

令和3年10月28日 条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に、組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

須坂市役所掲示場

長野市役所掲示場

長野市若穂支所掲示場

小布施町役場前掲示場

高山村役場掲示場

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

2 前項の規定は、議会又は組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、同項中「組合長」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「組合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

3 前条第2項の規定は、前2項の規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

2 前項の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、

同項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」、
「組合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替
えるものとする。

3 第2条第2項の規定は、前2項の規程に準用する。

(施行期日の特例)

第5条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもつ
て、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年9月20日条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の際現に従前の公告式により公布又は公表されている条例その他の規定
の施行に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和46年9月7日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年6月15日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月19日条例第1号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月28日条例第1号)

この条例は、令和3年11月1日から施行する。